

緊急経営支援金

売上が減少している『飲食店』と『小売店』の
事業継続と経営を支援します

対象者

町内に自らが経営する「飲食店」又は「小売業」を営む「店舗」を有し、以下の要件を満たす事業所であること

- ①令和2年10月から令和3年3月までのいずれか1ヶ月の売上が前年同月と比較して30%以上減少していること
- ②町内に本社若しくは本店を有すること

申請期限

令和3年4月30日（金）まで

申請方法

郵送または雫石町役場観光商工課窓口へ持参すること

補助金額

1事業者当たり一律30万円

提出書類

- ・飲食店等緊急経営支援金給付申請書（様式第1号）
 - ・営業許可証の写し等、当町に店舗があることを証明する書類
 - ・令和2年10月から令和3年3月までのいずれか1ヶ月の売上を証明する帳簿等
 - ・前年同月の売上を証明する帳簿等
 - ・飲食店等緊急経営支援金支給請求書（様式第2号）
 - ・運転免許証の写し等、本人確認のできる書類
- ※個人事業主の場合

※提出書類の様式及び記入例は、町のホームページに掲載しております。

【問合せ・申請先】

〒020-0595 雫石町千刈田5番地1 雫石町役場 観光商工課
電話 019-692-6497 E-mail : kankou@town.shizukuishi.iwate.jp